## 令和5年度第3回 蓮田市地域包括支援センター運営等協議会会議録

- · 日 時 令和6年3月15日(金)午後1時30分~午後2時30分
- ・場 所 市役所201会議室
- 出席状況

会長	八代	皇璽	出席	委員	石井	純子	出席
副会長	森田	愛	出席	委員	田口	悟	欠席
委員	石川	智子	欠席	委員	吉田	浩二	出席
委員	西片	友	出席	委員	細野	美佐子	欠席
委員	阿部	ミチョ	欠席				

• 出席職員(事務局)

健康福祉部 森上部長

在宅医療介護課深井課長、鈴木主幹

長寿支援課 坂口課長、中地副主幹、福森主任

蓮田市蓮田地域包括支援センター 石山センター長

蓮田市閏戸平野地域包括支援センター 髙島センター長

- 傍聴者 0人
- 会議内容
- **1 開 会** … 森上部長
- 2 あ い さ つ … 八代会長
- ・事務局による出席・欠席委員の報告及び会議成立の報告
- ・傍聴人の報告 … なし
- ・配布資料の確認 … 次第、資料「令和6年度蓮田市地域包括支援センター運営方針」、「令和6年度事業計画書」、「蓮田市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正(案)について」

## 3 議 題

- ・八代会長が議長となり進行
- (1) 地域包括支援センターの運営について
  - (ア) 令和6年度蓮田市地域包括支援センター運営方針(報告)
- ・事務局より、令和6年度蓮田市地域包括支援センター運営方針について説明。

委員:市が生活支援体制整備事業を実施するのはいつからか。

事務局:令和6年4月1日から、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置して実施します。

委員:社会福祉協議会は今後、生活支援体制整備事業に関わらないのか。

事務局:社会福祉協議会は第1層の協議体メンバーのため、今後はより広い視点で地域に関わっていただきます。必要に応じて各地域包括支援センターと共働し、実施していくことを求めていきたいと考えています。

委員:「チームオレンジ」について具体的な説明をお願いしたい。

事務局:オレンジ色は認知症のシンボルカラーです。「チームオレンジ」は、認知症のかたやその家族を地域で支えていく担い手のチームであり、例えばオレンジカフェの参加者や、認知症サポーター養成講座の受講者がチームをつくることが考えられます。令和7年度までに全市町村で整備することと示されています。

委員:「令和6年度蓮田市地域包括支援センター運営方針」の2ページに「自治会や民生委員など、地域の関係者、ボランティア等とのネットワークを構築」とあるが、どのようなものか。

事務局:関係者、団体等に登録いただいている「高齢者見守り支援ネットワーク」 がございます。「高齢者見守り支援ネットワーク会議」を年1回開催しており、 構成団体による情報共有や研修を実施しています。

## (イ) 令和6年度事業計画書(審議)

事務局より、令和6年度事業計画書について説明及び審議依頼。

副会長:各地域包括支援センターの夜間の連絡体制は。

黒浜:市役所に連絡が入ると、市役所警備室から管理者宛に連絡があり、その後管理者から各担当職員に連絡します。案件によってどの職員が対応するべきか、管理者が判断しています。

蓮田:1週間毎の交代制で対応しています。

盟戸平野:基本的には市内在住の社会福祉士が対応しています。案件によって他の 職員が対応することもあります。夜間でも対応できる体制を整えています。

会長:「令和6年度事業計画書」で、会計年度任用職員の氏名が空欄の理由は。 事務局:4月1日採用のためです。氏名の記載がある職員についても、人事異動の 内容によって、変更がある可能性があります。

会長:現状の人員配置で、増加し続ける相談案件に対応できているのか。

黒浜:なんとか対応している状況です。指定介護予防支援事業は対応が難しくなってきていることもあり、会計年度任用職員の介護支援専門員を新たに配置予定です。

蓮田:同じく予防支援は厳しい状況です。要支援のかたが増えてきているのが理由

です。安否確認の相談もあり、業務負担が増加しています。

盟戸平野:介護予防プランは地域包括支援センターで作成しているので、事業所の 選定やサービス担当者会議の開催などに時間を費やしています。

会長:人員を増やす予算措置は。

事務局:人員基準は「蓮田市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例」の第4条において、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員またはそれに準ずるものを1人ずつ配置するものと定められています。各地域包括支援センターの圏域の人数に応じた配置をしています。予算については生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの費用を増額しています。

委員:(令和6年度事業計画書の予算計画に基づいて)人件費は、報酬改定による ベースアップを含んだ金額か。

黒浜:市職員の給与は人事院勧告を受けて改定されます。会計年度任用職員は単価 の改定があれば変更されます。

運田:法人ごとに規程があります。現場で働く介護職員は処遇改善加算の支給対象 ですが、相談員や居宅介護支援事業所の介護支援専門員は支給対象外です。

閏戸平野:同じく法人の規程に則ります。

委員:介護職員の処遇改善加算の状況は。

会長:介護職員の処遇改善加算の制度が一本化される方向で進んでいます。居宅介護支援事業所で勤務する介護支援専門員はその処遇改善加算の対象外になっています。そのため地域包括支援センターも同じ対応になるのではないかと思います。

副会長: 高齢者夫婦世帯や身寄りのかたがいない高齢者の独居世帯が増加している中で、親族等の連絡先がないかたの施設入所に対しての相談が増えている。その場合、地域包括支援センターに相談をしているが、地域包括支援センターの支援体制を再確認したい。

事務局:ご指摘の問題については、現在、各地域包括支援センターが相談を受けているケースが多いです。4月から市役所福祉課内に成年後見センターを創設するので、地域包括支援センターと連動しながら解決に向けて支援していきます。また、身寄りがいるが遠方のため、孤立している高齢者のかたの相談も増えているので、成年後見センターをぜひご活用いただきたいです。

委員:成年後見センターには司法書士が配置されるのか。法人後見との違いは。 事務局:社会福祉士を配置します。法人後見とは、個人が後見人になるのではなく、 社会福祉協議会が法人として後見人になることです。

委員:成年後見人の相談は、まずどこに相談するべきか。

事務局: 今まで通り地域包括支援センターや、4月からは福祉課内の成年後見セン

ターでも可能です。家庭裁判所への手続き方法など、成年後見に関する全般的 な相談は成年後見センターで引き受けます。

議題(1)(イ)について、総員承認。

## (2) その他

蓮田市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 等の一部改正(案)について(報告)

・事務局より、蓮田市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正(案)について説明。

会長:介護予防支援の指定について、指定を受けたいと名乗り出ている居宅介護支援事業所はあるのか。また、指定を受ける事業所が増えることにより地域包括支援センターの業務負担は減るのか。

事務局: 現時点では相談を受けておりません。要支援認定者数が増加しているので、 指定を受ける事業所が増えることで業務負担は減ると考えています。

・事務局より来年度協議会の予定について説明。

**4 閉 会** … 森田副会長よりあいさつ。